

令和6年能登半島地震及び大雨対応 産地緊急支援事業実施要領の制定について

〔 6 農 産 第 3 0 2 4 号
令和6年12月17日
農林水産省農産局長 通知 〕

この度、令和6年能登半島地震及び大雨対応産地緊急支援事業について、別紙のとおり令和6年能登半島地震及び大雨対応産地緊急支援事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切に御指導願いたい。

令和6年能登半島地震及び大雨対応産地緊急支援事業実施要領

第1 趣旨

令和6年能登半島地震及び令和6年能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日からの大雨の影響により、各地域で作物、農地、農業用ハウス、集出荷施設等に甚大な被害が生じており、農業経営及び農作物の出荷に大きな影響を及ぼしている。

このため、被災した産地の継続・再生を図るための支援を、持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長連名通知)第1のただし書に基づく緊急対策として実施する。

第2 事業内容

事業の内容、事業実施主体の取組に対する補助の対象となる経費等は、本要領本体に定めるもののほか、別記のとおりとする。

第3 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和6年能登半島地震による被害を受けた事業実施主体又は受益農家が行う取組については令和6年1月1日から令和7年3月31日まで、令和6年能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日からの大雨による被害を受けた事業実施主体又は受益農家が行う取組については、令和6年9月20日から令和7年3月31日までとする。

第4 支援対象

事業実施主体又は受益農家が、令和6年能登半島地震及び令和6年能登半島地震の被災地域において令和6年9月20日からの大雨による被害を受けたことを証明できる場合に行う、自らの経営のための取組に限るものとする。

第5 留意事項

1 農業共済・収入保険等の積極的活用

事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業の受益農家に対して、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済、収入保険等への加入を促すものとする。

2 周辺環境への配慮及び適正な管理

本事業の取組に当たっては、適正な事業推進が図られるよう、地方公共団

体は事業実施主体を適正に指導するとともに、事業実施主体は、作物残さを処理する場合は、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題、不法投棄等の防止に留意するものとする。

附 則

この通知は、令和6年12月17日から施行し、令和6年能登半島地震及び令和6年能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日から大雨の被害を受けた事業実施主体又は受益農家が発災以降に行う取組について適用する。